

目次

- 第一条(常任委員会の設置)
- 第二条(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)
- 第三条(常任委員の任期)
- 第四条(議会運営委員会の設置)
- 第五条(特別委員会の設置)
- 第六条(委員の選任)
- 第七条(委員長及び副委員長)
- 第八条(委員長及び副委員長がともにないときの互選)
- 第九条(委員長の職務権限)
- 第十条(委員長の職務代行)
- 第十一条(委員長及び副委員長の辞任)
- 第十二条(議会運営委員及び特別委員の辞任)
- 第十三条(招集)
- 第十三条の二(委員会開催の特例)
- 第十四条(定足数)
- 第十五条(表決)
- 第十六条(委員長及び委員の除斥)
- 第十七条(傍聴の取扱い)
- 第十八条(秘密会)
- 第十九条(出席説明の要求)
- 第二十条(議事妨害及び離席の禁止)
- 第二十一条(秩序保持に関する措置)
- 第二十二条(公聴会開催の手続)
- 第二十三条(意見を述べようとする者の申出)
- 第二十四条(公述人の決定)
- 第二十五条(公述人の発言)
- 第二十六条(委員と公述人の質疑)
- 第二十七条(代理人又は文書による意見の陳述)
- 第二十八条(参考人)
- 第二十九条(記録)
- 第三十条(会議規則との関係)

附則

- (常任委員会の設置)

第一条 市議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第二条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

- 一 総務財政委員会 十一人
 - 1 危機管理局の所管に関する事項
 - 2 総務局の所管に関する事項
 - 3 まちづくり政策局の所管に関する事項
 - 4 財政局の所管に関する事項
 - 5 他の常任委員会の所管に属しない事項
- 二 市民教育委員会 十一人
 - 1 市民局の所管に関する事項
 - 2 消防局の所管に関する事項
 - 3 教育委員会の所管に関する事項
- 三 健康福祉委員会 十一人
 - 1 健康福祉局の所管に関する事項
 - 2 子供未来局の所管に関する事項
 - 3 市立病院の所管に関する事項
- 四 経済環境委員会 十一人
 - 1 環境局の所管に関する事項

- 2 経済局の所管に関する事項
 - 3 文化観光局の所管に関する事項
 - 4 農業委員会の所管に関する事項
 - 5 ガス局の所管に関する事項
- 五 都市整備建設委員会 十一人
- 1 都市整備局の所管に関する事項
 - 2 建設局の所管に関する事項
 - 3 水道局の所管に関する事項
 - 4 交通局の所管に関する事項
- (平五、六・全改、平八、三・平一二、六・平一五、三・平一八、三・平一九、三・平二二、三・平二三、三・平二三、四・平二四、三・平二五、三・平二六、三・平二八、三・令三、三・改正)

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、一年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第四条 市議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、十一人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平三、五・追加)

(特別委員会の設置)

第五条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(平三、五・旧第四条繰下、平二五、三・改正)

(委員の選任)

第六条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、議会の閉会中においては、議長が指名することができる。

2 常任委員及び議会運営委員の選任に係る前項本文の指名は、会期の始めに行うものとする。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、議会の閉会中においては、議長が変更することができる。

4 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。

5 第三項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条第二項の例による。

(平三、五・旧第五条繰下・改正、平二二、六・平二五、三・改正)

(委員長及び副委員長)

第七条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(昭六二、六・改正、平三、五・旧第六条繰下・改正)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第八条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平三、五・旧第七条繰下)

(委員長の職務権限)

第九条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(平三、五・旧第八条繰下)

(委員長の職務代行)

第十条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平三、五・旧第九条繰下)

(委員長及び副委員長の辞任)

第十二条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(平三、五・旧第十条繰下・改正)

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第十二条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会の閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(平三、五・旧第十一條線下・改正、平二二、六・改正)

(招集)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(平三、五・旧第十二條線下)

(委員会開催の特例)

第十三条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用して委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、オンラインにより委員会に参加することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(令三、六・追加)

(定足数)

第十四条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十六条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定により、委員長の許可を得て委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(平三、五・旧第十三條線下・改正、令三、六・改正)

(表決)

第十五条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平三、五・旧第十四条線下)

(委員長及び委員の除斥)

第十六条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(平三、五・旧第十五条線下)

(傍聴の取扱い)

第十七条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(平三、五・旧第十六条線下・改正)

(秘密会)

第十八条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。ただし、第十三条の二第一項の規定によりオンラインを活用して開催する委員会は、秘密会とすことができない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いないで委員会に諮って決め る。

(平三、五・旧第十七条線下・改正、令三、六・改正)

(出席説明の要求)

第十九条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平三、五・旧第十八条線下、平一二、六・平二七、三・改正)

(議事妨害及び離席の禁止)

第二十条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中は、みだりに離席してはならない。

(平三、五・旧第十九條線下)

(秩序保持に関する措置)

第二十一条 委員会において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平三、五・旧第二十条繰下・改正)

(公聴会開催の手続)

第二十二条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平三、五・旧第二十一条繰下・改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第二十三条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(平三、五・旧第二十二条繰下)

(公述人の決定)

第二十四条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平三、五・旧第二十三条繰下・改正)

(公述人の発言)

第二十五条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超える、又は公述人に不穏な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平三、五・旧第二十四条繰下・改正)

(委員と公述人の質疑)

第二十六条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(平三、五・旧第二十五条繰下・改正)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十七条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平三、五・旧第二十六条繰下)

(参考人)

第二十八条 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインにより委員会に出席することができる。

4 参考人については、第二十五条から第二十七条までの規定を準用する。

(平三、五・追加、令四、三・改正)

(記録)

第二十九条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

(平三、五・旧第二十七条繰下)

(会議規則との関係)

第三十条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平三、五・旧第二十八条繰下)

附 則

1 この条例は、次の議会招集の日から施行する。

2 仙台市議会委員会条例(昭和三十年仙台市条例第一号)は、廃止する。

附 則(昭三四、一二・改正)

この条例は、議決の日から施行する。

附 則(昭三八、五・改正)

この条例は、議決の日から施行する。

附 則(昭四三、六・改正)

この条例は、議決の日から施行する。

附 則(昭四六、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭四六、五・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭四七、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭五五、四・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭五九、三・改正)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭六二、三・改正)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭六二、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平元、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定(同号5を同号6とし、同号4を同号5とし、同号3を同号4とし、同号2を同号3とし、同号1の次に次のように加える部分に限る。)、同条第三号の改正規定及び同条第四号の改正規定(「清掃局」を「環境事業局」に改める部分に限る。)は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平三、五・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平四、三・改正)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平五、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平八、三・改正)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平一二、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一五、三・改正)

この条例は、平成十五年五月二日から施行する。ただし、第二条第五号3を削る改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平一八、三・改正)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平一八、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一九、三・改正)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平二二、三・改正)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平二二、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二三、三・改正)

この条例は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項の政令で定める日から施行する。

附 則(平二三、四・改正)

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平二三、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平二五、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二六、三・改正)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平二七、三・改正)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令三、三・改正)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令三・六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令四、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。